

瀬戸市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第35号

瀬戸市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例

瀬戸市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例(平成24年瀬戸市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定地域密着型サービス事業者等の指定をしてはならない場合) 第3条 法第78条の2第4項第1号、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、 <u>法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。))に係る指定の申請を行う場合に限る。</u> とする。	(指定地域密着型サービス事業者等の指定をしてはならない場合) 第3条 法第78条の2第4項第1号、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。